

別添 1 参加意思確認公募 公示

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年8月7日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00489000000
調達件名	2023-2025年度国別研修「インドネシア国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年9月15日～2023年12月15日 （特段の問題がない限り、2024年度、2025年度も単年度ごとに契約する）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般社団法人マリノフォーラム21
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年8月18日（金）12:00
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicctt1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

	(4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

**2023 - 2025 年度国別研修
「インドネシア国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、インドネシアから研修員として日本に招いた水産分野の開発の中核を担う人材に対し、IUU（違法・無報告・無規制）漁業の抑止に必要な対策や実施体制に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人マリノフォーラム 21（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、研修分野に関して、違法漁業取締りに関する国内外の人材育成の経験を持ち、過去には課題別研修のみならず、アルジェリア国やチュニジア国を対象とした国別研修も実施するなど、本研修の実施に関するノウハウを十分に有する機関です。また、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有し、産学官民から多様な講師を招へいできるほぼ唯一の機関でもあり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023 - 2025 年度国別研修「インドネシア国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 10 月 2 日～2023 年 10 月 20 日
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 9 月 15 日～2023 年 12 月 15 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者

は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

本事業はIUU漁業対策の強化を目的としているため、漁業活動海域におけるモニタリングや規制監視システム、水産物の流通システムに関する知見や経験を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年8月18日(金) 12:00 締切
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	(西暦) 2023年8月21日(月)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	(西暦) 2023年9月22日(金)
	回答予定日	(西暦) 2023年9月29日(金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023 - 2025 年度国別研修
「インドネシア国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、第1期契約に係るものである。第2期以降については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

インドネシア国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策

(2) 技術研修期間（予定）

本邦研修：2023年10月3日～2023年10月19日（3週間）

(3) 研修員（予定）

1) 定員 8人

2) 研修対象国 インドネシア

3) 研修対象組織

海洋水産省（KKP）海洋漁業資源監視総局（PSDKP）の行政官及び船舶職員

(4) 研修使用言語

インドネシア語

(5) 研修の背景・目的

インドネシアは約17,500の島々からなる世界最大の群島国家であり、海洋面積は約325万平方キロメートル、99,093キロメートル（東西5,000km、南北2,000km）におよび広域な海岸線を有する。その海域は、マラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡等、国際的な海上交通の要衝が多くあり、特にマラッカ・シンガポール海峡は日本に輸入される石油の約9割が通航する、日本にとっても極めて重要な海上交通路である。また、当国の海域は広大で豊かな海洋資源の宝庫で、2019年の漁船漁業生産量752万トン、養殖業生産量1,589万トンと中国に次ぐ世界第2位（水産白書、2020年）であり、海運・水産業が当国の基幹産業の一つとなっている。

2014年に発足したジョコ政権は、「海洋国家構想」を掲げ、海洋における法の支配、持続的な海洋水産資源を元にした経済発展等を重要戦略と位置付け、「国家中期開発計画（2020-2024）」では、持続可能な漁業管理（漁業管理区に基づく水産資源管理）に加えて、海洋におけるIUUを含む犯罪対策として、海洋安全保障に関わる組織間協力、インフラ、制度等の強化を推進している。

他方、インドネシアの海域では外国漁船が違法漁業による乱獲を実施し、インドネシアの持続可能な海洋資源の損失に繋がっており、海洋水産省によれば、

洋上で外国の冷凍運搬船や加工業者への不法転載を含め、インドネシアでの IUU 漁業による損害額は、年間約 3 兆円と見積もられている（海洋・漁業資源監視強化のための監視船整備 に関する情報収集・確認調査（2019 年））。

かかる状況を踏まえ、海洋水産省は海洋水産資源監視戦略計画（2020 年－2024 年）を策定し、漁業管理区域（EEZ まで）における違法漁業の監視範囲を 54%（2020 年）から 75%（2024 年）まで拡大することを掲げ、そのために違法漁業の取締りに関わる人材の能力強化を重要課題の一つに位置付けている。

インドネシア国政府は、自国における IUU 漁業対策の強化のための監視基地や監視船、人材の増大に向けての準備を進めているところであるが、必要なインフラ整備や機材の整備計画の策定、効率的かつ職員の安全を考慮した取締体制や人材教育の推進、国際的な海洋資源の利用調整の推進など、多くの検討課題を抱えている。IUU 漁業対策に携わる多くの現場の職員が、同じく海洋国家である日本において実施されている IUU 漁業対策や資源管理制度について学び、自国における IUU 漁業対策の計画や体制を検討することを目的として、本協力が要請された。

（6）案件目標

IUU 漁業の抑止に必要な対策や実施体制に関する理解を向上するとともに、インドネシア特有の課題に基づく具体的な IUU 漁業対策が検討される。

（7）単元目標（アウトプット）

成果 1：日本において実施されている IUU 漁業対策の手法が理解される。

成果 2：成果 1 を受けてインドネシア国において適応可能な IUU 漁業対策が検討される。

成果 3：成果 2 で検討された方策を実現するための行動計画が策定される。

成果 4：本邦研修で得られた知見が研修参加者の活動地域や政府内で共有され、IUU 漁業対策の取り組みが推進される。

（8）研修内容

1）研修項目

ア. 日本の漁業制度、取締の方法、漁船の監視・モニタリングの方法、監視船の運航方法

イ. 日本の資源管理制度の概要、個別割当制度とその管理の方法

ウ. 海洋政策や IUU 漁業に関連する学術的な講義

エ. マグロなどの重要魚種の水揚検査の視察や講義

オ. 地域漁業管理機関（RFMO）の役割、国際的な監視体制・取締体制

2）研修方法

ア. 講義

- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年9月15日～2023年12月15日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修目標達成のために IUU 漁業対策についての日本の優良事例を紹介し、水産物流通システムや IUU 漁業に対する管理体制を構築する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案（日・英）の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場・セミナールーム等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員の手配、連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価

- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 研修旅行に伴う宿泊・移動手配（研修員、研修監理員を含む）

3. 留意事項

- (1) 本研修コース実施にあたってインドネシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置してください。研修監理員は、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。
- (2) 研修員及び同行者の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、受託者が行います。なお、旅行業法の登録がない場合には、本手配を再委託することを認めます。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上